

国の月次支援金を受給されなかった 道内事業者の皆様へ

道特別支援金 B

道内事業者の皆様へ
道特別支援金
時短・外出自粛等による影響緩和

概要

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金対象事業者以外で、国の月次支援金の対象とならない方々を対象に、経営持続化支援緊急特別対策事業による支援を継続することとし、この支援金に別区分の一時金を設け、給付します。

要件1

① 時短対象飲食店等 との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり
など、飲食業に提供される財・サービスの
供給者

または

② 外出・往来の自粛要請等 による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、昼
間営業の飲食店など、人流減少の影響を受け
た事業者

要件2

2021年4月～2021年6月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で30%～50%未満減少

- ※ 売上を前年と比較できない方々への特例措置も実施予定
- ※ 仮に、緊急事態措置等が延長された場合は、対象月の延長を予定

給付額

中小法人等 10万円

個人事業者等 5万円

申請受付期間

(予定)

7月2日(金)～9月30日(木)

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL: 011-351-4101

受付時間 8:45～17:30

※ 給付要件等は引き続き検討しており、変更となる可能性がございます。
制度の詳細については、順次ホームページ上でお知らせします。
(次回は 6月23日(水) 予定)